

2019年10月18日
株式会社かんぽ生命保険
日本郵便株式会社

令和元年台風第19号による被災者の方々に対する
契約者貸付および入院保険金の特別取扱い

このたびの台風により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 植平 光彦、以下「かんぽ生命」）および日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 横山 邦男）は、現在実施している令和元年台風第15号および台風第19号による災害に対する非常取扱いに加えて、被災者の方々を支援するため、全国の郵便局^(※)およびかんぽ生命保険各支店において、特別取扱いを実施いたします。

※簡易郵便局を除きます

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（別紙1）

普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

| | |
|-----------|---|
| 対象契約者 | 令和元年台風第19号または令和元年台風第15号により災害救助法が適用された地域で被災された契約者様 |
| 適用利率 | 年利0.00%（貸付期間中） |
| 新規貸付の受付期間 | 2019年10月12日（土）から同年12月30日（月）まで |

詳細については、別紙1のとおりです。

2 入院保険金の特別取扱い（別紙2）

このたびの台風により、ケガをされたにもかかわらず被災地等の事情により直ちに入院できなかった方、病院または診療所が満床であるなどの理由により入院治療を受けられなかった方に対して、別紙2のとおり、本来入院による治療が必要であった期間についても入院したもとして入院保険金をお支払いする特別取扱いをいたします。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター
電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）
受付時間：平日 9：00～21：00
 土日休日 9：00～17：00
 （1月1日～3日を除く）